

特恵受益国の具体的指定を政令から告示に移行した理由

- 1 日本の一般特恵関税制度において、特恵受益国（地域）は、関税暫定措置法施行令で直接指定していた。これが関税暫定措置法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 235 号）により、政令で基準を規定しつつ、最終的には財務大臣の指定（告示）によるものとされた。またこの改正政令は年度途中の 9 月に公布された。
- 2 この改正の経緯について、関税協会の研究会で令和 3 年度改正の説明に際し質問したところ、以下の回答があった。

当該改正にあたっては、

- ・適用除外措置の対象となる国及び品目の決定は、関税額の算出の基礎となる税率の適用に直接影響を与えるものであるため、その具体的な適用基準については、租税法主義を踏まえ、法律又は法律の委任を受けた政令で定めることが望ましいと考えられる点
 - ・適用除外措置の基準を定めれば、対象となる国及び品目は一意に定まり、実質的には基準と対象は重複する内容である点
- 等の観点を踏まえ、適用除外措置の基準を政令で定め、対象国・品目を告示することとしました。

なお、政令の改正規定の施行（平成 30 年度又は平成 31 年度）までに十分な周知期間を設ける観点から、年度途中に公布する運びとなりました。

- 3 たしかに適用除外措置の対象については、基準が関税外国為替審議会の答申だけの状態に始まり、基準を定めた告示となっていたのは好ましくないとの考えは妥当である。

しかし、適用除外措置の基準を政令で定めれば、対象となる国及び品目は一意に定まるというのは、あくまで卒業措置の話である。その前提として「その国の社会経済情勢その他の事情を勘案して同条第一項の規定による関税についての便益を与えることが適当である」との判断が財務大臣にゆだねられているのはどう見るべきか？

当初の指定の際（これは政令で直接指定していた）に判断済みであり以後変更はないとの理解であるのか？

公布が遅れたのも外務大臣の関与をわざわざ特記した 25 条 2 項「判断するため必要があると認めるときは、外務大臣その他関係行政機関の長に対し、その判断のための参考となるべき意見を求める」の規定をめぐり調整が難航したのではないか。外務省はおそらく「外務大臣の同意」を盛り込むように主張したのではないか？